大学における飲酒事故・ アルコールハラスメント 防止教育の取組みと課題

愛媛大学の取組みを踏まえて 愛媛大学法文学部 小佐井良太





目次

- 1. はじめに
- 2. 愛媛大学における取組みの紹介
- 3. 大学における教育の意義と重要性
- 4. おわりに:今後に向けての課題



1. はじめに

【本日の目的】

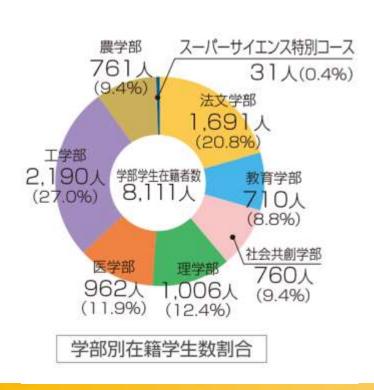
大学における飲酒事故・アルコールハラスメント防止教育の取組みについて、愛媛大学の取組み例を紹介しつつ、取組みの意義と必要性、今後に向けての課題等を示す。

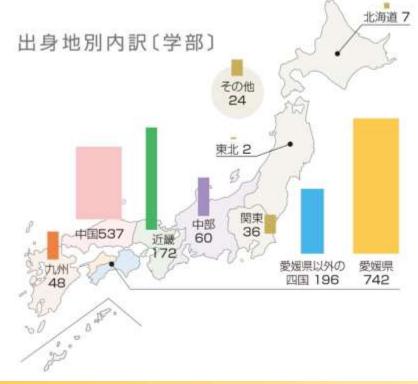
【参考人自己紹介】

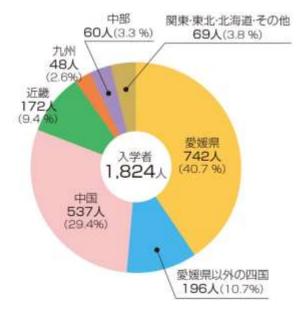
専門は法社会学。1999年以降約20年間、大学生のイッキ飲ませ・アルコールハラスメント問題にかかわる。「イッキ飲み防止連絡協議会」専門委員。



【愛媛大学に関する基本情報】*データ出典:愛媛大学Webサイト 地方国立大学(7学部)/学部学生数=8,111人(男女比6:4)









【A. 全般的な啓発活動】

- 1)新入生オリエンテーション(全新入生対象)
- ⇒アルコールパッチテストの実施、啓発チラシの配布。
- 2)「学生生活の手引」における記載(全新入生に配布)
- ⇒安全対策として「飲酒に関するトラブル」について記載、また、「ハラスメント防止」の記載において「アルコール・ハラスメント (アルハラ)」について記載。
- 3) 啓発ポスターの掲示(イッキ飲み防止キャンペーン等)



【B. 正課授業における啓発·予防教育】

- 1)初年次授業における啓発①(全1回生対象)
- ⇒独自作成のDVD教材2種類(15~20分程度)を視聴。前期は被害防止(下級生)の観点から、後期は加害防止(上回生)の観点から、それぞれ飲酒事故・未成年飲酒の危険性、アルコールハラスメントの防止を内容とする。2013年度から開始。
- 2)初年次授業における啓発②(法文学部全1回生対象)
- ⇒参考人(小佐井)が講師を担当。4月最初の授業1コマ(90分)を使い、飲酒事故・アルコールハラスメントの防止を内容とする。



【C. 課外活動における啓発·予防教育】

- 1)「ATB講習会」の開催(毎年2月)
- ⇒年度初めの4月に新入生勧誘活動を行う全ての学生公認団体・任意団体のATB担当者、幹部学生(部長等)を対象に実施。
- ①飲酒事故・アルハラ防止、②飲酒運転防止、③適正飲酒、の内容で実施(②、③は、警察署、酒類メーカーにそれぞれ講師を依頼)。
- 2)「サークル・リーダー研修」での講習(毎年9月)
- ⇒サークル幹部学生等を対象に実施。飲酒事故・アルハラ防止 を内容とした講義&グループディスカッション。



- 【D. 課外活動における啓発・予防の仕組み作り】
- 1)学生団体における「ATB担当者」設置の義務付け
- ⇒学生団体における未成年者飲酒、飲酒事故・トラブル防止を目的に、2016年度より飲み会等における飲酒監督担当者として各団体に『ATB(Alcohol Trouble Busters)』の設置を義務づけ。
- 2)「学生コンパバッジ&シール」の貸出し・配布
- ⇒コンパ等を開催する学生団体等に、大学が独自に作成した「学生コンパバッジ&シール」を貸出し・配布。未成年者飲酒の防止、飲酒に関する意思表明を明確・容易にするための工夫。



【まとめ: 愛媛大学における取組みの工夫と特長】

- 1)初年次正課授業における啓発・予防教育の徹底
- 2)ハラスメント防止教育としての明確な位置付け
- 3) 学生の課外活動支援の一環としての位置づけと工夫
- 4)教員と学生支援担当部署・職員の適切な連携





左:独自教材DVD

右:学生コンパバッジ







3. 大学における教育の意義と重要性

1)「命の重さ」を基礎に置いた教育の必要性

⇒これまでの飲酒死亡事故・アルコールハラスメントの被害者・被害者遺族の「思い」、命の尊さを基礎に置く必要。

本日伝えたいこと

本日のポイントは、以下の2点。

- 1) <u>お酒、お酒の事故、アルハラ</u>を 甘く見て/軽く考えては、いけない。
- 2)サークルの<u>仲間の命、尊厳</u>を 軽く扱っては、いけない。

この2点を常に意識して対策しておかないと、

取り返しのつかないことが起こり得ます。

アルハラ被害の重さ①

アルハラは重大な被害をもたらすことがある

アルハラ被害が、死をもたらす結果となるとき、被害 を受けた本人の尊い生命/人生を奪うことになる

さらに

家族や友人など、周囲の 人たちの人生をも否応なく 巻き込み、その人たちの 人生まで大きく狂わせる ことになる。



8



3. 大学における教育の意義と重要性

2)大学が果たすべきハラスメント防止教育の責務

⇒大学は教育機関としてハラスメント防止教育を行う責務がある。 アルコールハラスメントの防止教育は、その重要な一角を占める。

人権侵害としてのアルハラ②

アルハラは、なぜ、人権侵害なのか?

他者の意思を無視して、他者の生命や身体を 危険にさらし傷つける行為は、人権侵害以外の 何物でもない。

「アルハラ5項目」はいずれもその性質を持つ行為

「アルハラ」は、 人権侵害の一つの形態



人権侵害としてのアルハラ③

「好きな人に、アルハラできますか?」



相手を「大事な存在」と認めているなら、相手の意思を 無視する形で何事かを強制するべきではない。



相手の意思を

お互いを一人の人間として認め合い、 尊重することが必要で、人権の基本 的な考え方もそこにある。



3. 大学における教育の意義と重要性

3)教育を通じた「社会変革」を促す役割

⇒「個の尊重」理念に基づき飲酒文化·飲酒ルールの変革を促し、 適正飲酒で楽しむ「賢い消費者」の育成を担う役割。

アルハラ防止の鍵となる人権の視点①

お酒の飲み方に関する 多様性の尊重・承認

「アルハラ」を人権侵害と捉える アルハラ防止の鍵となる見方を提供

体質(お酒が飲める/飲めない)やお酒の飲み方・ペース、楽しみ方は、人さまざま。

人権の視点からは、お酒の飲み方に関する各人の多様性を認め、尊重・承認することが求められる。

個人を尊重し、その多様性を尊重・承認する 態度を、飲酒ルールとして定着させる アルハラ防止の新しい取組み ~「ごち会」のすすめ~



「ごち会」は

「ごちそう+飲み物2杯の美味しい選択肢」 を提案する学生団体「想食系幹事」が 推進するプロジェクトです。

* 下記の文章を含め、出典は「ごち会」Webサイト (http://gochikai.com/about/)より。

大学生のための今までにない「美味しい選択肢」を

大学生の集まりは、いつも決まって飲み放題。でもその飲み会、本当に満足できているのだろうか。料理は少ないし、味わうことなく多量飲酒するなんて、危ないしかっこ悪い。同じ金額を払うなら、もっと料理もお酒も味わって、「ごちそう」を楽しみたい! そんな想いから、大学生メンバーが想いに賛同してくださったお店にご協力いただき、「ごちそう+飲み物2杯」のごち会コースを作っていただく活動をしています。

想食系幹事という名前には、「食」を「想」う幹事さんが増えて欲しい、という想いが込められています。美味しい料理にとっておきのお酒2杯。<u>ごちそうを囲んだら、イッキ飲みコールなんていらない。</u>仲間との会話を楽しみ、美味しい食事とお酒をじっくり味わう。 私たちはそんな「ごち会」文化を広めていきたいと思っています。



4. おわりに:今後に向けての課題①

【愛媛大学の取組みに関する課題】

- 1) 飲酒事故・未成年者飲酒に関する情報共有の問題
- ⇒学生支援担当部署が学内の情報をほぼ集約しているが、学生 の懲戒処分等が絡むこともあり、必ずしも情報共有できていない。
- 2)上回生に対する教育機会の相対的な少なさ
- ⇒1回生には全員必修の科目等があり、比較的教育機会を設け やすいが、上回生ではそうした機会が得られにくくなる。
- 3) 学部や教職員間で問題認識に一定の「温度差」が存在
- ⇒教職員を対象としたアルコールハラスメント防止講習の必要性。



4. おわりに: 今後に向けての課題②

【大学全体の取組みに関する課題】

- 1)大学の「危機管理」対応からの脱却の必要性
- ⇒「危機管理」の側面に囚われると取組みが歪められる可能性。 守るべきは「学生の命と安全」であり、大学組織ではない。
- 2) ハラスメント防止施策としての取組みの推進
- ⇒「各大学等の取組を促す」だけでは不十分。大学のハラスメント 防止施策の責務を足掛かりにより積極的な取組みを進める必要。
- 3)いわゆる「飲みサー(飲みサークル)」団体への対処
- ⇒大学による学生団体への管理強化だけでは十分な対処が困難。 身勝手な「自己責任」論を振りかざす学生の認知変容を促す必要。

